

大阪市感染症発生動向調査事業実施要綱

第1条 目的

感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の提供・公開により、これらの疾病に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及び蔓延を防止するとともに、病原体情報を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することを目的として、本事業を実施する。

第2条 対象感染症

本事業の対象とする感染症は、次のとおりとする。

1 全数把握の対象

[一類感染症]

- (1)エボラ出血熱 (2)クリミア・コンゴ出血熱 (3)痘そう
- (4)南米出血熱 (5)ペスト (6)マールブルグ病 (7)ラッサ熱

[二類感染症]

- (8)急性灰白髄炎 (9)結核 (10)ジフテリア
- (11)重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る) (12)中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)
- (13)鳥インフルエンザ(H5N1) (14) 鳥インフルエンザ(H7N9)

[三類感染症]

- (15)コレラ (16)細菌性赤痢 (17)腸管出血性大腸菌感染症
- (18)腸チフス (19)パラチフス

[四類感染症]

- (20)E型肝炎 (21)ウェストナイル熱(ウェストナイル脳炎を含む)
- (22)A型肝炎 (23)エキノコックス症 (24)黄熱 (25)オウム病
- (26)オムスク出血熱 (27)回帰熱 (28)キャサヌル森林病 (29)Q熱
- (30)狂犬病 (31)コクシジオイデス症 (32)サル痘
- (33)ジカウイルス感染症
- (34)重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る)
- (35)腎症候性出血熱 (36)西部ウマ脳炎 (37)ダニ媒介脳炎
- (38)炭疽 (39)チクングニア熱 (40)つつが虫病 (41)デング熱
- (42)東部ウマ脳炎
- (43)鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く)
- (44)ニパウイルス感染症 (45)日本紅斑熱 (46)日本脳炎
- (47)ハンタウイルス肺症候群 (48)Bウイルス病 (49)鼻疽
- (50)ブルセラ症 (51)ベネズエラウマ脳炎
- (52)ヘンドラウイルス感染症 (53)発しんチフス (54)ボツリヌス症
- (55)マラリア (56)野兎病 (57)ライム病 (58)リッサウイルス感染症
- (59)リフトバレー熱 (60)類鼻疽 (61)レジオネラ症 (62)レプトスピラ症
- (63)ロッキー山紅斑熱

[五類感染症]

- (64)アメーバ赤痢
- (65)ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)
- (66)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症
- (67)急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)
- (68)急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)
- (69)クリプトスボリジウム症 (70)クロイツフェルト・ヤコブ病
- (71)劇症型溶血性レンサ球菌感染症 (72)後天性免疫不全症候群
- (73)ジアルジア症 (74)侵襲性インフルエンザ菌感染症
- (75)侵襲性髄膜炎菌感染症 (76)侵襲性肺炎球菌感染症
- (77)水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)
- (78)先天性風しん症候群 (79)梅毒 (80)播種性クリプトコックス症
- (81)破傷風 (82)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
- (83)バンコマイシン耐性腸球菌感染症 (84)百日咳 (85)風しん
- (86)麻しん (87)薬剤耐性アシネットバクター感染症

[新型インフルエンザ等感染症]

- (112)新型インフルエンザ (113)再興型インフルエンザ
- (114)新型コロナウィルス感染症 (115)再興型コロナウィルス感染症

[指定感染症]

該当なし

2 定点把握の対象

[五類感染症]

- (88)RSウイルス感染症 (89)咽頭結膜熱
- (90)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 (91)感染性胃腸炎 (92)水痘
- (93)手足口病 (94)伝染性紅斑 (95)突発性発しん
- (96)ヘルパンギーナ (97)流行性耳下腺炎
- (98)インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)
- (99)急性出血性結膜炎 (100)流行性角結膜炎
- (101)性器クラミジア感染症 (102)性器ヘルペスウィルス感染症
- (103)尖圭コンジローマ (104)淋菌感染症
- (105)クラミジア肺炎(オウム病を除く)
- (106)細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)
- (107)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 (108)マイコプラズマ肺炎
- (109)無菌性髄膜炎 (110)メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症
- (111)薬剤耐性緑膿菌感染症

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

- (116)発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療

その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象

二類感染症

- (13)鳥インフルエンザ(H5N1)

第3条 実施主体

実施主体は大阪市とする。

第4条 実施体制

情報処理の総合的かつ円滑な推進を図るため、次の体制により実施する。

1 大阪市感染症情報センター

中央感染症情報センター(厚生労働省)との連絡調整を図るとともに、所管地域における患者情報及び病原体情報(検査情報を含む。以下同じ。)を収集し、全国情報と併せて、これらを速やかに保健福祉センター及び医師会等関係機関に提供・公開するため、大阪市感染症情報センターの機能を保健所感染症対策課に置く。

2 検査機関

本事業の検査機関は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所(以下「大阪健康安全基盤研究所」という。)とする。

3 指定届出機関及び指定提出機関(定点)

全数把握の感染症以外の対象感染症については、患者情報及び疑似症情報を収集するため、法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点を、また、患者の検体又は当該感染症の病原体(以下「検体等」という。)を収集するため病原体定点を、医師会等関係機関の協力のもとにそれぞれ大阪市内の医療機関の中から選定する。なお、法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する。

(1)患者定点

対象感染症の患者発生状況を地域的に把握するため、人口及び医療機関の分布等を勘案のうえ、厚生労働省の示す基準に準拠し、小児科定点、インフルエンザ定点、眼科定点、性感染症定点、基幹定点を設置するものとする。

(2)病原体定点

病原体の分離等検査情報を収集するため次の点に留意して医療機関の中から選定する。

- ア 原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。
- イ 小児科定点、インフルエンザ定点、及び眼科定点の各々について、概ね10%を病原体定点とする。なお、インフルエンザ定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上をそれぞれ3定点と2定点を下回らないように、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として選定する。
- ウ 基幹定点は全て病原体定点とする。

(3)法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

疑似症の発生状況を把握するため、人口及び医療機関の分布等を勘案のうえ、厚生労働省の示す基準に準拠し、疑似症定点を設置するものとする。

なお、疑似症定点と疑似症定点以外の医療機関との連携体制をあらかじめ構築するよう取組み、疑似症の迅速かつ適切な把握に努める。

4 感染症発生動向調査委員会

事業の的確な運用を図るため、執行機関の附属機関に関する条例第1条及び大阪市感染症発生動向調査委員会規則の定めるところにより、小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、微生物学、疫学、獣医学、昆虫学等の専門家、保健所、地方衛生研究所の代表、地域の医師会の代表等で構成する「大阪市感染症発生動向調査委員会」を開催する。

第5条 実施方法

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第2条の(75)、(85)及び(86))新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

[調査単位及び実施方法]

- (1)該当する患者等を届出基準等通知に基づき診断した医師から、同通知別記様式1-1から別記様式4-44、別記様式5-12、5-22、5-23及び6-1のうち該当する感染症の様式により届出を受けた保健福祉センターは、直ちに受け付けた届出の写しを保健所感染症対策課に報告する。また必要に応じて保健福祉センターは、患者を診断した医師に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼する。
- (2)保健所感染症対策課は、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて大阪健康安全基盤研究所と協議し、感染症の蔓延を防止するため特に必要と認める場合は、病原体検査を大阪健康安全基盤研究所に依頼する。

2 全数把握対象の五類感染症(第2条の(75)、(85)及び(86)を除く。)

[調査単位及び実施方法]

- (1)該当する患者等を届出基準等通知に基づき診断した医師から、同通知別記様式5-1から5-24(別記様式5-12、5-22及び5-23を除く。)のうち該当する感染症の様式により届出を受けた保健福祉センターは、医師が診断してから7日以内に受け付けた届出の写しを保健所感染症対策課に報告する。また必要に応じて保健福祉センターは患者を診断した医者に対して、病原体検査のための検体又は病原体情報の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼する。
- (2)保健所感染症対策課は、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて大阪健康安全基盤研究所と協議し、感染症の蔓延を防止するため特に必要と認める場合は、病原体検査を大阪健康安全基盤研究所に依頼する。

3 定点把握対象の五類感染症

(1)調査単位等

ア 患者情報については、小児科定点、インフルエンザ定点、眼科定点及び基幹定点(週報対象感染症)においては、1週間(毎週月曜日から翌週日曜日)を調査単位とし、性感染症定点及び基幹定点(月報対象感染症)においては1ヶ月を単位とする。

イ 病原体情報については、大阪健康安全基盤研究所より、速やかに中央感染症情報センターへ報告する。

(2)患者定点

ア 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における主として臨床的診断の結果をもって、患者発生状況の把握を行うものとする。

イ 小児科定点においては届出基準等通知別記様式6-1により、インフルエンザ定点においては同通知別記様式6-2により、眼科定点においては同通知別記様式6-3により、性感染症定点においては同通知別記様式6-4により、基幹定点においては同通知別記様式6-2(2)、6-5、6-6により、それぞれの調査単位の患者発生状況等を報告する。

(3)病原体定点

ア 病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のための検体を採取し、別記様式の検査票を添えて、大阪健康安全基盤研究所へ送付する。

イ 小児科病原体定点の医療機関においては、第2条の(88)から(97)までを対象感染症とする。

ウ インフルエンザ病原体定点の医療機関(指定提出機関)においては、第2条の(98)を対象感染症とする。

エ 眼科病原体定点の医療機関においては、第2条の(99)及び(100)を対象感染症とする。

オ 基幹病原体定点の医療機関においては、第2条の(91)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(106)及び(109)を対象感染症とする。

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

[調査単位及び実施方法]

(1)疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における届出基準等通知に基づく届出基準により、直ちに疑似症発生状況を把握し、別記様式6-7に記載の上、提出する。

(2)保健所感染症対策課は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、汎用サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても把握し、保健福祉センター、指定届出機関、指定提出機関、その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

5 大阪市感染症情報センター

(1)管内の患者定点及び保健福祉センターから得られた患者情報を収集し、一類、二類、三類、四類感染症、五類感染症(第2条の(75)、(85)及び(86))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症(第2条の(114)を除く。)については直ちに、全数把握対象の五類感染症(第2条の(75)、(85)及び(86)を除く。)については保健福祉セ

ンターが届出を受けてから7日以内に、定点把握対象の五類感染症については調査単位が週単位の場合は調査対象週の翌週の火曜日まで、月単位の場合は調査対象月の翌月3日までに感染症発生動向調査システムに、新型インフルエンザ等感染症(第2条の(114))については直ちに新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに入力し、登録情報の確認を行う。

- (2)大阪市感染症情報センターは一類から五類までの感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び疑似症について、患者情報の収集及び分析を行う。
- (3)発生動向調査で得られた、患者情報等の集計及び分析結果を速やかに、保健福祉センター、医師会、定点医療機関等の関係機関へ提供・公開する。

6 大阪健康安全基盤研究所

- (1) 大阪健康安全基盤研究所は、前記3-(3)により搬送された別記様式の検査票及び検体等を、別途定める病原体検査要領に基づき検査し、これを病原体情報として大阪市感染症情報センター及び中央感染症情報センターへ報告する。
- (2)検査のうち大阪健康安全基盤研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて他の都道府県等又は国立感染症研究所へ検査依頼する。

第6条 積極的疫学調査

- 1 一類、二類、三類、四類、五類全数把握感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症が発生した場合、並びに五類定点把握感染症及び疑似症等に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合は、個別の事例に応じ適切に判断し実施する。
- 2 調査を行う場合、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と密接な連携を図り、地域における詳細な流行状況や、感染症等の迅速な把握に努め、調査結果を厚生労働省及び関係自治体に報告する。
- 3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

(1)大阪市感染症情報センター

鳥インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査を実施した場合は、別に定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。なお、医療機関より提出される検体等には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。

(2) 大阪健康安全基盤研究所

- ア 検査依頼票及び検体等が送付された場合にあたっては、当該検体等を別途定める病原体検査要領に基づき検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。
- イ 鳥インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあたっては、法施行規則第9条第2項に従い、検体等を国立感染症研究所に送付する。

第7条 情報の保護

本事業を実施するため収集した情報のコンピュータ処理は、次の事項に留意するものと

する。

- 1 コンピュータの総括的な管理とデータ保護の適正化を図るため管理責任者を置く。
- 2 コンピュータの管理責任者は、保健所感染症対策課長とする。
- 3 管理責任者は、本事業に関わりのある職員をコンピュータの操作者に充て、運用の面では専用パスワードの設定、操作員識別コードの使用により操作者を限定し情報の改ざん、流用等の防止をはかる。
- 4 コンピュータ処理されたデータの保管については、万全を期する。

第8条 情報の活用

収集分析された情報は、次のとおり活用する。

- 1 感染症発生動向調査事業への活用。
- 2 保健福祉センター、医療関係機関、その他必要関係機関への提供・公開。
- 3 市民への提供・公開。

附 則（施行期日）

この要綱は、平成12年12月1日から実施する。

附 則（施行期日）

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則（施行期日）

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（施行期日）

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（施行期日）

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（施行期日）

この要綱は、平成18年6月12日から実施する。

附 則（施行期日）

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（施行期日）

この要綱は、平成20年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年5月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年9月5日から実施する

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年3月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年5月6日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年7月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年9月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年1月21日から実施する

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年2月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年2月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

届出様式一覧

1 別記様式 検査票

2 届出基準等通知 別記様式1-1～6-7

大阪市感染症発生動向調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条の規定により、大阪市感染症発生動向調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を総理し、部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴

くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

大阪市感染症発生動向調査委員会委員

委員名	所 属
天羽 清子	地方独立行政法人 大阪市立総合医療センター
大場 雄一郎	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター
改田 厚	地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所
神谷 元	国立感染症研究所
康 史朗	大阪市保健所
中山 浩二	大阪市保健所
濱崎 考史	大阪公立大学大学院
古林 敬一	そねざき古林診療所
水谷 哲	医療法人警和会 大阪警察病院
宮川 松剛	一般社団法人 大阪府医師会
森下 清文	医療法人 森下眼科
八木 啓子	勇村医院

感染症発生動向調査指定届出機関（内科定点）

令和3年12月31日現在

ブロック名	医療機関名	郵便番号	所在地
大阪市 北部	大阪市立総合医療センター	534-0021	都島区都島本通2-13-22
	中尾医院	533-0022	東淀川区菅原5-7-11
	柴医院	535-0002	旭区大宮3-8-16
	市立十三市民病院	532-0034	淀川区野中北2-12-27
	寺岡内科医院	532-0002	淀川区東三国6-19-8
	樋口医院	531-0073	北区本庄西2-5-26
大阪市 西部	宮下医院	554-0013	此花区梅香3-22-14
	四ツ橋診療所	550-0013	西区新町1-22-9
	大塚医院	552-0012	港区市岡2-6-21
	本山診療所	551-0031	大正区泉尾1-2-19
	北野クリニック	555-0031	西淀川区出来島1-4-18
大阪市 東部	大阪警察病院	543-0035	天王寺区北山町10-31
	徳田クリニック	556-0022	浪速区桜川2-11-28
	長田医院	537-0002	東成区深江南1-10-8ピア・メゾン深江1F
	正木クリニック	544-0034	生野区桃谷2-18-9
	おのい深江橋診療所	536-0022	城東区永田4-11-14
	杉岡内科医院	538-0042	鶴見区今津中5-6-26
	大阪医療センター	540-0006	中央区法円坂2-1-14
大阪市 南部	大阪急性期・総合医療センター	558-8558	住吉区万代東3-1-56
	河南医院	558-0032	住吉区遠里小野1-12-9
	わたべクリニック	558-0056	住吉区万代東1-4-12
	田島医院	546-0042	東住吉区西今川1-6-16
	宮武医院	559-0024	住之江区新北島1-9-23
	長吉総合病院	547-0016	平野区長吉長原1-2-34
	いぬいクリニック	547-0021	平野区喜連東3-5-60
	やぶのクリニック	545-0021	阿倍野区阪南町1-50-20
	隅本医院	557-0053	西成区千本北2-32-35

感染症発生動向調査指定届出機関（小児科定点）

令和3年12月31日現在

ブロック名	医療機関名	郵便番号	所在地
大阪市 北部	あさいこどもクリニック	534-0016	都島区友渕町2-1-5ともぶちクリニックビル2階
	こおりやま小児科	534-0015	都島区善源寺町2-2-22 善源寺メディカルモール2階
	大阪市立総合医療センター	534-0021	都島区都島本通2-13-22
	森川こどもクリニック	533-0032	東淀川区淡路2-16-6-101
	淀川キリスト教病院	533-0032	東淀川区柴島1-7-50
	前田こどもクリニック	533-0006	東淀川区上新庄2-15-18旭丘ビル4階
	樋口医院	531-0062	北区長柄中1-6-6
	かよう内科・小児科	535-0021	旭区清水4-3-29
	大阪旭こども病院	535-0022	旭区新森4-13-17
	市立十三市民病院	532-0034	淀川区野中北2-12-27
	のだこどもクリニック	531-0074	北区本庄東1-1-10ライズ88ビル1階
	医療法人はるなクリニック	532-0006	淀川区西三国1-3-13-302
	鈴木小児クリニック	532-0003	淀川区宮原4-4-2 新大阪グランドハイツ1F
	北野病院	530-8480	北区扇町2-4-20
大阪市 西部	J C H O 大阪病院	553-0003	福島区福島4-2-78
	中央急病診療所	550-0013	西区新町4-10-13
	さかざきこどもクリニック	550-0027	西区九条1-27-6住金興産九条ビル303
	多根総合病院	550-0025	西区九条南1-12-21
	日本生命病院	550-0006	西区江之子島2-1-54
	にいつクリニック	552-0023	港区港晴1-1-23
	大正病院	551-0002	大正区三軒家東5-5-16
	ひの小児科	554-0011	此花区高見2-13-3
	千船病院	555-0034	西淀川区福町3-2-39
	大塚医院	552-0012	港区市岡2-6-21

感染症発生動向調査指定届出機関（小児科定点）

令和3年12月31日現在

ブロック名	医療機関名	郵便番号	所在地
大阪市東部	大阪赤十字病院	543-8555	天王寺区筆ヶ崎町5-30
	ひげのこどもクリニック	543-0042	天王寺区鳥ヶ辻1-1-1 M I ビル4階
	大阪警察病院	543-8502	天王寺区北山町10-31
	寺田町こども診療所	543-0045	天王寺区寺田町2-4-7寺田町第2ビル2F
	川田医院	556-0006	浪速区日本橋東3-7-7川田ビル1F
	高クリニック	537-0013	東成区大今里南3-13-13
	松本医院	544-0034	生野区桃谷2-19-20
	共和病院	544-0021	生野区勝山南4-16-10
	浦岡小児科	544-0006	生野区中川東2-13-17
	大阪府済生会野江病院	536-0002	城東区古市1-3-25
	福田クリニック	536-0008	城東区関目1-3-11
	にじまファミリークリニック	536-0005	城東区中央2-13-19
	竹中小児科	538-0043	鶴見区今津南1-5-37鶴見グリーンレジデンス1F
	かめおかクリニック	538-0051	鶴見区諸口3-4-38
	田中小児科医院 たなかキッズクリニック	542-0012	中央区谷町6-14-23
大阪市南部	大阪市立大医学部附属病院	545-8585	阿倍野区旭町1-5-7
	富吉医院	545-0042	阿倍野区丸山通1-3-46
	勇村医院	545-0021	阿倍野区阪南町5-25-17
	武田小児科医院	558-0041	住吉区南住吉2-14-19 平成ハイツ壱番館 1階
	大阪急性期・総合医療センター	558-8558	住吉区万代東3-1-56
	畠小児科	558-0003	住吉区長居3-9-3
	武知小児科・内科	546-0014	東住吉区鷹合2-17-4
	おうぎもと小児科	546-0003	東住吉区今川3-12-12 クリニックモール今川3F
	川合内科・小児科医院	546-0012	東住吉区中野4-5-18
	西成民主診療所	557-0034	西成区松2-1-7
	はまだ小児科	557-0042	西成区岸里東2-5-16
	藤山小児科医院	559-0024	住之江区新北島3-8-21 アネックス六兵衛三番街
	大阪市立住之江診療所	559-0012	住之江区東加賀屋1-2-22
	矢木クリニック	559-0003	住之江区安立1-4-3
	長浦小児科	547-0046	平野区平野宮町1-6メガロープビル1号棟1F
	長吉総合病院	547-0016	平野区長吉長原1-2-34
	にしかわこどもクリニック	547-0033	平野区平野西3-9-11
	井藤医院	547-0024	平野区瓜破2-1-65ミタカホーム8番1F

感染症発生動向調査指定届出機関（眼科定点）

令和3年12月31日現在

ブロック名	医療機関名	郵便番号	所在地
大阪市北部	大阪市立総合医療センター	534-0021	都島区都島本通2-13-22
	春田眼科医院	533-0004	東淀川区小松1-10-38
	坂本眼科医院	535-0021	旭区清水3-2-9
	市立十三市民病院	532-0034	淀川区野中北2-12-27
	森下眼科	530-0041	北区天神橋5-6-13
大阪市西部	森山眼科医院	553-0005	福島区野田3-16-5
	はぶ眼科	555-0013	西淀川区千舟2-15-28
大阪市東部	第二大阪警察病院	543-0042	天王寺区鳥ヶ辻2-6-40
	脇本眼科	543-0014	天王寺区玉造元町2-4トップス玉造3階
	沢井眼科	556-0006	浪速区日本橋東3-7-7川田ビル2F
	塩見眼科	538-0042	鶴見区今津中5-1-33
	大阪医療センター	540-0006	中央区法円坂2-1-14
大阪市南部	大手前病院	540-0008	中央区大手前1-5-34
	大阪急性期・総合医療センター	558-8558	住吉区万代東3-1-56
	杉浦眼科	546-0043	東住吉区駒川3-1-7
	マツシマ眼科クリニック	559-0013	住之江区御崎4-10-4サンライズ住之江公園1階
	吉田眼科医院	547-0034	平野区背戸口1-21-21メゾン平野1階

感染症発生動向調査指定届出機関（性感染症定点）

令和3年12月31日現在

ブロック名	医療機関名	郵便番号	所在地
大阪市 北部	大阪市立総合医療センター	534-0021	都島区都島本通2-13-22
	しおじレディースクリニック	533-0024	都島区東野田2-3-19 MFK京橋駅前ビル3F
	河島医院	533-0004	東淀川区小松2-5-2 米田ハイツ 2F
	こおりたクリニック	532-0002	淀川区東三国5-15-27
	大原クリニック	530-0021	北区浮田2-1-12アパ大阪天六ビル6F
	そねざき古林診療所	530-0057	北区曾根崎2-5-24石見ビル3F
	さたクリニック	531-0062	北区長柄中1-5-16
大阪市 西部	勝瀬クリニック	550-0027	西区九条1-12-3
	岸医院	552-0012	港区市岡1-1-20
大阪市 東部	早川クリニック	542-0086	中央区西心斎橋1-4-5 御堂筋ビル5F
	大阪医療センター	540-0006	中央区法円坂2-1-14
	こうむら女性クリニック	540-0033	中央区石町1-1-1天満橋千代田ビル2号館2F
	内田皮膚科クリニック	542-0012	中央区谷町7-1-44タンケ谷町ビル 2F
大阪市 南部	レディースクリニックさわだ	545-0052	阿倍野区阿倍野筋1-5-1-100
	中川医院	558-0044	住吉区長峡町5-5
	原田皮フ科クリニック	546-0023	東住吉区矢田2-9-14アセンドプラザビル3階
	千住泌尿器科クリニック	557-0045	西成区玉出西2-6-6 シェルコンプレックス玉出ビル3F
	小川産婦人科	547-0044	平野区平野本町2-6-32

感染症発生動向調査指定届出機関（基幹定点）

令和3年12月31日現在

ブロック名	医療機関名	郵便番号	所在地
大阪市北部	大阪市立総合医療センター	534-0021	都島区都島本通2-13-22
大阪市西部	J CHO大阪病院	553-0003	福島区福島4-2-78
大阪市東部	大阪赤十字病院	534-8555	天王寺区筆ヶ崎町5-30
大阪市南部	大阪急性期・総合医療センター	558-8558	住吉区万代東3-1-56

感染症発生動向調査指定届出機関（疑似症定点）

令和3年12月31日現在

ブロック名	医療機関名	郵便番号	所在地
大阪市 北部	大阪市立総合医療センター	534-0021	都島区都島本通2-13-22
	淀川キリスト教病院	533-0024	東淀川区柴島1-7-50
	北野病院	530-8480	北区扇町2-4-20
	大阪府済生会中津病院	530-0012	北区芝田2-10-39
大阪市 西部	J CHO大阪病院	553-0003	福島区福島4-2-78
	日本生命病院	550-0006	西区江之子島2-1-54
大阪市 東部	大阪警察病院	543-0035	天王寺区北山町10-31
	大阪医療センター	540-0006	中央区法円坂2-1-14
大阪市 南部	大阪急性期・総合医療センター	558-8558	住吉区万代東3-1-56
	市立大学医学部附属病院	545-8585	阿倍野区旭町1-5-7

